

三党実務者協議関係資料

- 三党実務者協議（平成 25 年 3 月 22 日）議事要旨
- 三党実務者協議（平成 25 年 5 月 16 日）議事要旨
- 三党実務者協議（平成 25 年 5 月 24 日）議事要旨
- 三党実務者協議（平成 25 年 5 月 31 日）議事要旨

三党実務者協議（3月22日）の議事要旨

日 時：平成25年3月22日（金）12時00分～12時45分

場 所：院内常任委員長室

出席者：自民党 野田毅議員、鴨下一郎議員、宮沢洋一議員、福岡資麿議員

公明党 石井啓一議員、渡辺孝男議員、古屋範子議員

民主党 長妻昭議員、山井和則議員

- 年金制度の課題について、自民党・公明党がとりまとめた資料及び民主党がとりまとめた資料を配布し、議論を行った。

- 協議においては、以下のような発言があった。
 - ・ 前回、所得比例年金については、所得捕捉の問題があるとの指摘があった。しかし、諸外国でも自営業者から所得比例の年金保険料を徴収している多くの例がある。また、自営業者の所得について申告をベースに把握していることに問題があると言ってしまうと、現行の税制や国保などすべてが成り立たなくなる。所得をごまかせば得をするという点では、今の国保保険料でも同じ。不正がなくなるよう歳入庁などで監督を強化すべき。また、所得がないようにごまかせば、所得比例年金をもらえないことになる。（民主党）
 - ・ 諸外国の自営業者に対する年金制度の例は、任意加入であるなど、制度が様々であるので、一概に比較できない。所得比例年金だけであれば、多く保険料を払えば、多く給付を受けることができることになり、所得捕捉が正確ではなくても給付と負担の関係では問題はないが、そこに最低保障年金が加わると給付と負担の関係がおかしくなるので、所得捕捉がより問題になる。諸外国で出来たからと言って、直ちに日本でもできるものではない。（公明党）
 - ・ 国税庁は申告があればチェックできるが、課税最低限以下の人の場合は申告もないのでチェックができないのが問題。この問題は歳入庁やマイナンバー制度があっても対応できるわけではない。現行の国民年金制度では、所得をごまかして免除になっても支給額は通常の半分の3万円強であるが、民主党案では7万円ももらえるので、不正を行うインセンティブが強い。スウェーデンのように所得をきちんと把握しようとするれば、透明性を確保する分、プライバシーの制限などが必要になるが、そうしたことが日本でも可能かという問題がある。（自民党）
 - ・ 現行の確定申告制度を変えないということであれば、課税最低限以下の人の所得が捕捉できない。であれば、民主党案では、課税最低限以下の所得の人からは保険料を徴収しないということになる。現行の国民年金制度でも、おおよそ課税最低限以下の人の保険料は免除になるのではないか。また、現行制度では、申請全額免除をしてし

まうと、月額で3万円強しかもらえなくなるので、低年金者が増え、生活保護受給者も増えることになるのではないかと。年金制度内でやるべきことは多い。(民主党)

- ・ 民主党案では、課税最低限以下の所得である自営業者からは保険料をとらないという説明は初めて聞いた。低年金者の問題については、厚生年金の適用拡大を進めるとともに、経済政策や雇用政策を合わせて考える必要。今回の一体改革では、低所得高齢者に対し福祉的給付を上乗せすることとしたが、これを第一段階として考えればいいのではないかと。(公明党)
- ・ 民主党案では、保険料の賦課下限額は基礎控除を参考に決定されるようになっており、人的控除なども含めて課税されないことになる、いわゆる課税最低限とは異なるのではないかと。現行の国民年金の免除は、あくまでも申請によるものであり、学生も含め、基本は保険料を払っていただくことにより、国民皆年金制度を維持している。これらの人から保険料をとらないようになれば、消費税で対応する人が増え、消費税率をどんどん上げることになるのではないかと。未納者の問題や低年金者の問題については、年金制度だけでは対応しきれないので、景気を良くすることなども考える必要。(自民党)
- ・ 今回の一体改革においては、高額所得の年金受給者について、基礎年金の税金部分の給付を我慢してもらい、それを低所得の年金受給者向けの加算の財源にしようとしたが、昨年の三党協議の際に、当時の野党の方から反対があり、実現できなかった。(民主党)
- ・ 高所得者の年金給付の見直しについては、年金の受給権の問題などもあった。(公明党)
- ・ 高所得者の年金給付の見直しに関する当時の議論は、高額所得者は税の世界で貢献してもらおうという考えがあり、その上、年金の方でも給付カットを行うと、高額所得者が年金制度から離れてしまい、空洞化するのではないかとというものだった。(自民党)

○ 次回の三党実務者協議では、歳入庁について議論を行うこととなった。

(以上)

平成25年3月22日の三党実務者協議の議事要旨について
(平成25年5月16日三党実務者協議)

- 平成25年3月22日の三党実務者協議の議事要旨における「民主党案では、課税最低限以下の所得の人からは保険料を徴収しないということになる。」との民主党の発言部分の記述(1ページ下から3行目)については、「民主党案では、平成25年1月の三党実務者協議提出資料にも記載しているとおり、所得が、賦課下限額に満たない旨を申告した者に対する保険料を徴収しないことにしている。そのラインは、基礎控除などを勘案して決めるが、現行の確定申告制度を変えないということであれば、課税最低限以下の人の所得は捕捉できない。であれば、把握可能な課税最低限ラインとの整合を図るなど検討が必要である」との趣旨である旨、民主党から補足があった。

三党実務者協議（５月１６日）の議事要旨

日 時：平成２５年５月１６日（木）１７時１５分～１８時２５分

場 所：院内常任委員長室

出席者：自民党 野田毅議員、鴨下一郎議員、宮沢洋一議員、福岡資麿議員

公明党 石井啓一議員、渡辺孝男議員、古屋範子議員

民主党 長妻昭議員、山井和則議員

- 民主党から、今後の三党実務者協議の運営につき、三党実務者協議を毎週必ず開催すること、三党実務者協議の議事要旨及び配布資料を滞りなく、社会保障制度改革国民会議（国民会議）に配布すること、５月１７日の国民会議では年金をテーマに議論するので、速やかに三党実務者協議を開催し、その内容について報告を受けること等の申入れがあった。
- 三党間で調整がついていない３月２２日及び３月２８日の三党実務者協議の議事要旨について協議を行った。
- 国民会議の開催状況及び４月２２日の国民会議で配布された「これまでの社会保障制度改革国民会議における議論の整理（医療・介護分野）（案）」について、社会保障制度改革国民会議事務局より報告があり、質疑応答を行った。
- 民主党より、資料（「社会保障と税の一体改革」）を配布し、説明を行った。
- 協議においては、以下のような発言があった。
 - ・ ３月２２日の議事要旨については、民主党提出資料においても、「所得等が賦課下限額（所得税の基礎控除を参考に決定）に満たない旨を申告した者に対する保険料は、零とする」旨記載しており、この場でも申し上げたことがあるので、その趣旨に沿って修正してもらいたい。（民主党）
 - ・ これは３月２２日の議事要旨であり、当日の発言に沿って議事要旨を作成すべき。「民主党案では、賦課下限額に基礎控除を参考に決定されるようになっており、いわゆる課税最低限とは異なるのではないか」という発言は自民党が行っている。（公明党）
 - ・ 当日の民主党の発言を民主党案のように修正したら、その後の公明党や自民党の発言と整合性がとれなくなる。もしその趣旨を補足したいのであれば、本日（５月１６日）の議事要旨として残し、該当部分を３月２２日の議事要旨に添付することとしてはどうか。（自民党）

- ・ 3月28日の議事要旨については、民主党に対して批判的な発言について削除を求めている。以前に議論して、他党のことは議事要旨には記載しないことになっていたのではないか。そうしなければ批判合戦になってしまうのではないか。(民主党)
 - ・ 民主党も他党に対し批判的なことを言っている部分があり、他党に関する発言を削除し始めると、何か所も削除する必要がでてくるのではないか。(公明党)
 - ・ 民主党が指摘している発言は、事実を指摘している部分であり、問題はないのではないか。今後、どういう表現にするのかということも含め、よく議論していけばいいのではないか。(自民党)
-
- ・ 国民会議の議論の整理はあくまでも現時点の議論の整理であり、まだ方向性が決まったわけではないにも関わらず、これを踏まえて、厚生労働省の医療保険部会などの関係審議会で議論が始められているのは、おかしいのではないか。(民主党)
 - ・ 国民会議の議論を受けて、厚生労働省の関係審議会で議論をしたとしても、最終的に決めるのは政治であるので、心配することはないのではないか。(公明党)
 - ・ 国民会議は内閣に設置された会議であり、それを受け、政府部内で議論を行うこと自体は問題ないのではないか。ただし、国民会議の議論の整理があたかも結論が出たかのように誤解されないよう留意する必要。(自民党)
-
- ・ 国民年金の中には、非正規労働者が多く含まれており、その人々が未納・未加入になっている問題について議論したい。理想論としては、全員厚生年金に入ればよいが、厚生年金の適用拡大はなかなか進まないのので、事業主負担の軽減策も考えるべき。自民党・公明党から対案を出してもらいたい。(民主党)
 - ・ 民主党の提案を踏まえ、建設的な議論をしたいが、以前から申し上げているように、低年金・無年金者問題への対応については、年金制度で対応するだけでなく、経済政策や雇用政策で対応する必要。すべての人が生涯ずっと非正規労働のままではない。まずは民主党の考えを聞かせてもらい、議論すればよい。(自民党)
- 協議の結果、3月28日の議事要旨については、本日の協議を踏まえて修正したものを次回(5月17日)の国民会議で配布することとなった。3月22日の議事要旨については、当日の発言に沿ったものとするとし、その補足を別紙として3月22日の議事要旨に添付することとなった。
- 国民会議への資料配布については、2月22日の三党実務者協議で、数枚の範囲内となっていたが、本日の民主党提出資料(「社会保障と税の一体改革」)及び民主党が本年1月に提出した三党実務者協議提出資料については、次回の国民会議で配布することとなった。

(以上)

平成25年3月22日の三党実務者協議の議事要旨について
(平成25年5月16日三党実務者協議)

- 平成25年3月22日の三党実務者協議の議事要旨における「民主党案では、課税最低限以下の所得の人からは保険料を徴収しないということになる。」との民主党の発言部分の記述(1ページ下から3行目)については、「民主党案では、平成25年1月の三党実務者協議提出資料にも記載しているとおり、所得が、賦課下限額に満たない旨を申告した者に対する保険料を徴収しないことにしている。そのラインは、基礎控除などを勘案して決めるが、現行の確定申告制度を変えないということであれば、課税最低限以下の人の所得は捕捉できない。であれば、把握可能な課税最低限ラインとの整合を図るなど検討が必要である」との趣旨である旨、民主党から補足があった。

三党実務者協議（５月２４日）の議事要旨

日 時：平成２５年５月２４日（金）１３時３０分～１４時４５分

場 所：院内常任委員長室

出席者：自民党 野田毅議員、鴨下一郎議員、宮沢洋一議員、福岡資麿議員

公明党 石井啓一議員、渡辺孝男議員、古屋範子議員

民主党 長妻昭議員、山井和則議員、梅村聡議員

- ５月１７日の社会保障制度改革国民会議（国民会議）における年金分野の議論について、社会保障制度改革国民会議事務局より報告があり、協議を行った。
- 協議においては、以下のような発言があった。
 - ・ ５月１７日の国民会議においては、年金制度について良い議論が行われたので、次回６月３日の国民会議においても、年金一元化や国民年金に加入する非正規労働者の問題など骨太の議論をしてもらいたい。この三党実務者協議の場において、次回の国民会議で議論するテーマについて合意したい。アベノミクスのマクロ経済スライドに与える影響についても、国民会議で議論すべき。（民主党）
 - ・ 国民会議で何を議論するかは最終的には国民会議の判断ではないか。（公明党）
 - ・ 国民会議で何を議論するかは社会保障制度改革推進法（改革推進法）に規定されており、その中で議論していただくということではないか。三党実務者協議から国民会議にオーダーを出すのではなく、国民会議の委員に本日（５月２４日）の三党実務者協議の議事要旨を読んでいただき、自主的に判断してもらいたい。アベノミクスと年金の議論については国会の委員会で行ってほしい。ここでの議論にはなじまない。（自民党）
 - ・ 昨年６月の三党合意では、「今後の公的年金制度・・・にかかる改革については、・・・合意に向けて協議する」となっており、「改革」について協議するということは、今の制度を変えることが前提ではないか。また、昨年６月の税関係協議結果では、「消費税率の引上げに当たっては、・・・社会保障制度改革を総合的かつ集中的に推進することを確認する」とされており、抜本改革かどうかは別にして、制度改革が消費税率の引上げの前提条件となっているのではないか。課題の解決に当たり、制度を変えていくつもりはあるのか。これまで現行制度の範囲内で対応してきたが、うまくいかなかったのではないか。（民主党）
 - ・ ご指摘の三党合意は、自民・公明サイドから民主党に提案して作ったもの。当時、与党である民主党が国民会議をリードして、勝手に年金一元化や最低保障年金の議論をしないようにするために合意したものであり、そのため、「あらかじめ・・・協議する」となっている。改革の方向性は改革推進法に規定されているとおりであり、今の

制度に一切触れないということではないが、今の制度を改めることが前提ではないことは確認しておきたい。(公明党)

- ・ 公明党の主張が立法者の意思に沿ったものではないか。今の制度を一切変えないということではないが、我々は抜本改革をすべきという立場をとっているわけではない。改革推進法には、「社会保険制度を基本」とする旨規定されており、これは3党で合意したものであるので、社会保険制度であることを変えないことを前提に議論することになる。(自民党)

- ・ 民主党の年金改革案は、社会保険制度であることは申し上げておく。国民会議や三党実務者協議では、消費税率を10%に引き上げた後のことも議論すべき。そうしなければ、30～40年先を見据えた社会保障の将来像の議論はできない。消費税率5%の増収分の用途だけを議論するために、国民会議や三党実務者協議を設置したわけではないはず。国民が注目しているのだから、しっかり議論すべき。年金や高齢者医療制度の改革を進めるのが、三党協議と国民会議なのであるから、2015年の消費税率10%の後の将来の負担と給付の姿を議論せざるを得ない。消費税率10%以降の姿は議論しない、となると高齢化率がピークになる時代に対応できる制度改革の議論はしない、ということになりかねない。2015年までの社会保障を議論するだけでなく、中長期の制度改革を議論するはずだったのではないか。議論が矮小化されている。

民主党の年金案は、いくつかのパターンで計算をしており、10%とは別に消費税率を上げるパターンも示している。現行の年金制度でも、将来は消費税率10%だけでは財源が不足するのは、よくわかっているはずだ。

民主党の年金案は、最も手厚いパターンで2075年時点で消費税率を更に最大7%引き上げる案であるが、党全体の了解をとっている。(民主党)

- ・ 国民会議は、消費税率の10%以上への引上げを前提に議論することになっていない。昨年6月の税関係協議結果において「消費税率の引上げに当たっては」と書いてあるのも、10%までの引上げが前提であるからである。また、改革推進法で、政府は法制上の措置を講ずることになっているが、政府は与えられた財源の範囲内でしか法制上の措置を講ずることはできないはず。昨年の一体改革関連法案の審議の際にも、民主党の年金案でどの程度の消費税率引上げになるか明言されておらず、民主党として更なる消費税率引上げについてコンセンサスが得られているとは思えない。(公明党)
- ・ 税制抜本改革法案を提出する際にも、消費税率10%以上への引上げを検討することについては民主党内で異論があったのではないか。民主党として、10%以上に引き上げることを前提に議論してよいのか、党に戻って確認すべき。将来の議論を全く排除するわけではないが、まず消費税率を10%に上げたときに、その財源の中で、社会保障をどう改革していくかが重要。(自民党)

- ・ 国民年金には、厚生年金には入れない被用者が600万人もおり、滞納者も多い。厚生年金の適用拡大では焼け石に水であり、我々は一元化して、この被用者から源泉徴収で保険料をとるべきと考えている。日本の事業主負担の国民所得比は諸外国と比べて高くなく、フランスでは事業主負担の軽減策を行っていることも踏まえて、検討すべき。厚労大臣も前回の国民会議で国民年金の問題などについて言及しているのだから、自民党からも制度改正を前提に改革案を出してもらいたい。(民主党)
 - ・ 国民年金に加入する非正規労働者の問題に絞って議論することはかまわないが、これは年金だけの問題ではない。例えば、高齢女性の低所得の問題の背景には、女性の働き方の問題もある。(公明党)
 - ・ 国民年金に加入する非正規労働者の問題に焦点をあてて議論すべきという提案は建設的。雇う側の協力を得ながら適用拡大していくというのも一つのやり方。雇用政策や経済政策も組み合わせて、国民年金に加入する非正規労働者を減らすことや、年金保険料を払えない人を減らすという観点も議論すべき。(自民党)
- 次回の三党実務者協議では、年金について、未納・未加入（非正規労働者）の問題を中心に議論することとなった。

(以 上)

三党実務者協議（５月３１日）の議事要旨

日 時：平成２５年５月３１日（金） １１時３０分～１２時４５分

場 所：院内常任委員長室

出席者：自民党 野田毅議員、鴨下一郎議員、福岡資麿議員

公明党 石井啓一議員、渡辺孝男議員

民主党 長妻昭議員、山井和則議員

- 非正規雇用労働者対策について、厚生労働省から説明があった後、協議を行った。
- 協議においては、以下のような発言があった。
 - ・ 三党実務者協議では、制度の将来像を考えることが必要であるが、何年先のことを考えているのか。制度改革と言う以上、三党実務者協議や社会保障制度改革国民会議（国民会議）では、高齢者数がピークを迎えるときに、どう乗り切るか、長期的な視点に立って議論すべき。自民党内にも税金でやるという大きな方向性で一致した意見もあるはず。消費税率１０％の先の議論も行うことが重要。（民主党）
 - ・ 国民会議で議論すべき方向性は、社会保障制度改革推進法（改革推進法）に書かれているが、当面消費税率を１０％に引き上げる中で、その財源をどう活用するかを考えるべき。三党実務者協議で長期的な課題を議論してはいけないということではないが、年金については、財政検証でチェックすることとなっており、財政の安定性の観点からは制度を大きく変更する必要性はないのではないか。今後、財源がどれだけ必要で、それを消費税率の引上げで賄うかは、まだ決まっているわけではない。（公明党）
 - ・ 制度をそのまま単純に続けていくというわけではないが、必ずしも「制度」という言葉に捕らわれるのではなく、財源の問題も含めて、現実在即し、対応すべき。医療・介護分野においては、２０２５年問題への対応も検討していかなければならないが、消費税率１０％を超える議論について、ここで行うことは授權されていない。（自民党）
 - ・ 国民年金に加入する非正規労働者の問題については、最終的には、会社で働いている人は、基本的には厚生年金に加入してもらう必要があるのではないか。現在の非正規労働者への対策は十分ではない。フランスのように事業主負担を軽減している例も参考に、これまでの延長線上ではない対策を講ずるべき。対応策について、自民党・公明党から案を提示すべき。（民主党）
 - ・ 非正規労働者の未納・未加入の問題については、まず正規雇用を増やしていくことにより対応する必要。特に、年長の非正規労働者が正規労働者になれないことが問題。また、厚生年金の適用拡大を着実に進める必要。（公明党）
 - ・ 国民年金に加入する非正規労働者の未納・未加入の問題については、三党で共有できている。働き方が多様になっている中で、不本意の非正規労働者にどのように対応

するかが問題。制度全体を作り直すのではなく、こうした対応すべき人々に着目して対策を検討すべき。改革推進法では、社会保障制度を基本とすることになっており、その上で、年金制度内での対応に加え、雇用政策や経済政策を含めて、議論する必要。三党実務者協議で各党の案をぶつけ合うのではなく、この場で新たな対策を考えるべき。現行制度をたたき台に、如何に制度を十全なものとするか考えていきたい。国民会議でも議論してもらいたい。(自民党)

- ・ マクロ経済スライドにより基礎年金の給付水準を引き下げるとは、高齢者を生活保護で抱えるという政策を事実上推進することになる。(民主党)
- ・ マクロ経済スライドにより年金の給付水準の調整が行われるが、それは民主党案の最低保障年金でも同じではないか。(公明党)
- ・ マクロ経済スライドにより基礎年金の給付水準が低くなることについては、昨年、三党合意で福祉的給付を決めたことにより、対応が一步前進している。その際、負担していない人にも給付をするとモラルハザードになるので、負担に応じた給付を基本としたはず。(自民党)

○ 次回も引き続き議論を行うこととなった。

(以 上)